

令和5年2月28日招集

2月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和4年度2月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年2月28日(火) 午後2時30分から午後3時18分

2 開催場所 江南区福祉センター多目的ホール

3 出席委員 (31人)

農業委員

1番 首藤正男

4番 虎澤栄三

7番 成田誠一

10番 佐藤英一

13番 塩原信子

19番 江端美春

22番 草野伸一

5番 田中さとみ

8番 平野榮治

11番 高橋潤一

14番 野澤栄

17番 大嶋喜芳

20番 小林喜一郎

23番 増井勝

6番 山岸信一

9番 阿部信行

12番 伊藤隆

15番 平原大悟

18番 渡部藤四夫

21番 間宮一

24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明

4番 別所正幸

7番 帯瀬和幸

10番 原田秀一

2番 山岸洋子

8番 田中隆市

11番 堀内多計司

3番 鈴木健二

6番 笠原綱生

12番 武田要一郎

4 欠席委員 (5名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第76号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第77号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第78号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第79号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第80号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて

議案第81号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘

事務局次長 坂井靖彦

事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 高橋明彦

秋葉区事務所長 嶋倉明彦

南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 伊藤洋 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 松井雅徳

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和4年度2月定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、訂正があります。</p> <p>中央地区、議案第81号 議案書3ページ「中2号」及び4ページ「中7号」の2か所に誤りがありましたので、お手元の正誤表により訂正させて頂きたいと思っております。お詫び申し上げます。</p> <p>それでは総会進めさせていただきます。</p> <p>2番 田村良雄委員、3番 若林清廣委員、16番 本間雄一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中21名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は24番 吉田浩委員、5番 田中さとみ委員をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、議案第80号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、から審議を進めることとし、議題に供させていただきます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第80号 新潟市農用地利用集積計</p>

	<p>画の取消しについて提案いたします。</p> <p>すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>A4横の1枚ものの資料をご覧ください。</p> <p>取消案件につきましては、令和4年度1月定例総会においてご承認いただきました、議案第73号、売買、中央、2号・3号です。</p> <p>取消理由は、定例総会後に譲渡人の農業者年金に関する手続きに漏れがあったことが判明し、譲受人・譲渡人から新潟市農用地利用集積計画の取消申請書が提出されたためです。</p> <p>今後につきましては、相続の完了後、改めて売買の手続きを行うとのことです。</p> <p>また、取消申請と併せて、農業者年金に関する手続きとして、使用貸借権設定の申請がありました。</p> <p>こちらにつきましては、この後ご審議いただく、議案第81号の3ページ、農地法第3条許可申請に関する意見決定についての、中2号となっております。</p> <p>今後につきましては、総会での承認・許可後に、改めて売買の手続きを行うとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第80号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>次に、</p> <p>追加議案第81号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p> <p>議案第76号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、</p>

<p>農地係長</p>	<p>議案第77号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、 議案第78号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、 一括して議題に供させていただきます。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい。議長。農地係の伊藤でございます。 それでは、私から着席のままご説明申し上げます。 定例総会議案書を3枚おめくりいただき、1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第81号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で4件、中央地区で9件、秋葉区で2件、南区で4件、西蒲区で6件の計25件です。</p> <p>次に議案第76号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、秋葉区で1件、南区で1件の計3件です。</p> <p>次に議案第77号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で4件、秋葉区で1件、南区で1件、西区で2件、西蒲区で3件の計11件です。</p> <p>次に議案第78号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、中央地区で1件、西蒲区で1件の計2件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は41件となり、すべての案件が、区部会に付されております。 以上で説明を終わります。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>北区部会長</p>	<p>北区部会長の本田でございます。 それではご報告させていただきます。 北区部会の審査案件の4件は、去る2月24日に審査を行いました。</p> <p>議案第81号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、譲受人が規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。 「北2号」は、譲渡人が労力不足のため、贈与により所有権を移</p>

<p>議長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>転するものです。</p> <p>「北3号」は、譲渡人が労力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>「北4号」は、譲受人が規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件について、問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の15件は、去る2月24日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第81号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>本日、机上配布された差し替え議案書3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、農業の継承のため、後継者に贈与するものです。</p> <p>「中2号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を再設定するものです。</p> <p>「中3号」から裏面の「中5号」は、同一の譲受人が規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「中6号」「中7号」、総会議案書の5ページの「中9号」は、すべて同一地域の売買です。これは、地権者が耕作できなくなった集落周辺の条件不利地の農地を休耕地としないため、地域の農地利用最適化推進委員が、受け手探しや手続き調整を行った案件です。なお、「中6号」及び、「中9号」は、同一譲受人による売買です。</p> <p>「中8号」は、譲受人が譲渡人からすでに賃借し耕作している農地を、売買によって所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第76号農地法第4条許可申請についてです。10ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、自己所有の農地を貸駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>集落内に移転してくる事業者への貸駐車場として今回の申請にいたりました。</p>
--------------------------	---

農地区分は第1種農地ですが、集落に居住する者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できます。

当該地は、土地改良区除外地であり、雨水は自然浸透で排水します。

隣接農地はありません。

続きまして、議案第77号農地法第5条許可申請についてです。

13ページをご覧ください。

「中1号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在住んでいる住宅が手狭になったことから、当該地に住宅を新築するため、申請にいたしました。農地区分は、第3種農地です。

雨水は既設の道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道へ排水します。

「中2号」も個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在住んでいる住宅が手狭になったことから、当該地に住宅を新築するため、申請にいたしました。農地区分は、第3種農地です。

当該地は、土地改良区除外地であり、雨水は浸透マスを付け地下浸透を行い、汚水は公共下水道へ排水します。

「中3号」も個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在住んでいる住宅が手狭になったことから、当該地に住宅を新築するため、申請にいたしました。農地区分は第1種農地ですが、住宅であり集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。

排水については、雨水は道路側溝へ排水し、汚水は公共下水道へ排水します。

「中4号」は、露天駐車場敷地に転用するものです。

転用者は、特定農地貸付法で開園されている市民農園の業務委託を受けている株式会社ですが、市民農園に使用するトラクターや除雪車置場などの駐車場敷地とするため、申請にいたしました。農地区分は、第3種農地です。

雨水は砂利舗装により自然浸透で処理します。

続きまして、議案第78号事業計画変更承認申請についてです。

18ページをご覧ください。

「中1号」は、北陸自動車道の補修工事のため、すでに令和5年3月末まで一時転用を許可していますが、追加工事が生じたため一時転用期間を12月末まで延長するものです。

<p>議 長</p> <p>秋葉区部会長 職務代理人</p>	<p>以上、農地法第3条許可申請9件、第4条許可申請1件、第5条許可申請4件、事業計画変更承認1件について、いずれも問題ないと判断しました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長職務代理人の笠原でございます。 それではご報告させていただきます。 秋葉区部会は議案記載の4件を、24日に審査いたしました。 議案第80号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。 議案書5ページをご覧ください。 「秋1号」は経営規模拡大を目的とした売買、 「秋2号」は経営農地整形化により利便性向上を目的とした贈与です。 続いて議案第76号農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。 議案書11ページをご覧ください。 本件は、営農型太陽光発電設備設置敷地として一時転用するもので、許可期間満了に伴う再申請です。 続いて議案第77号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。 議案書14ページをご覧ください。 本件は、集落内の3種農地に個人住宅を建設する目的で申請したものです。 以上4件、いずれも区部会は問題ないと判断しました。 秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>南区部会長</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p> <p>南区部会長の帯瀬でございます。 それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は6件で、去る2月24日に審査を行いました。 まず、議案第81号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、後継者の譲受人に経営移譲するため、農地に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>次の「南2号」は、隣接地を耕作している譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南3号」は、譲渡人が高齢で耕作できないため、譲受人が贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次の「南4号」は、隣接地を耕作している譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第76号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、太陽光発電設備の設置敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は、営農型の太陽光発電設備を設置するため申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>申請地を以前と同様に畑として利用・管理し「ブドウ」を栽培することから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、議案第77号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、東区のアパートに居住していますが、将来を考え実家の隣にある父所有の農地に戸建て住宅を建築するため申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>申請地は既に土地改良区除外地であり、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請4件、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p>
------------	---

<p>西区部会長 職務代理者</p>	<p>西区部会長職務代理者の原田でございます。 それでは報告をいたします。 議案書の16ページをご覧ください。 議案第77号 農地法第5条許可申請に関する意見決定について です。 「西1号」は、露天駐車場及び資材置場敷地に転用するものです。 転用者は、申請地の隣で、外構工事業を営んでおり、作業用の駐 車場や資材置場とするため、申請にいたりしました。 土地改良区除外地であり、雨水は土地に勾配を付け隣地に流れ込 まないように留意するなど、周辺農地に影響はありません。 「西2号」は、露天駐車場敷地に転用するものです。 転用者は、申請地の隣で、自動車修理販売業を営んでいますが、 既存の敷地が手狭になったため、申請にいたりしました。 土地改良区からは、差し支えない旨の意見書を得ており、排水設 備を設置するなど、周辺農地に影響はありません。 以上、農地法第5条許可申請2件については、いずれも問題ない と判断しました。 報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p>
<p>西蒲区部会長</p>	<p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。 西蒲区部会の審査案件の10件は、去る2月24日に開催しました 西蒲区部会にて審査を行いました。 まず、議案第81号 農地法第3条許可申請に関する意見決定に ついてです。議案書8ページ及び9ページをご覧ください。 「蒲1号」「蒲6号」は、譲渡人からの申し出により、売買に よって取得するものです。 「蒲2号」は、父が経営移譲年金の継続受給のため、経営者で ある子に使用貸借権の再設定を行うものです。 「蒲3号」「蒲4号」「蒲5号」は、譲受人が規模拡大のため、 農地を売買によって取得するものです。 次に、議案第77号 農地法第5条許可申請についてです。議案 書17ページをご覧ください。</p>

	<p>「蒲 1 号」は、申請地を買い受け、工場の増設敷地に転用するものです。</p> <p>板金加工業を営む転用者は、事業拡張に際し必要となる工場の増設のため申請に至りました。</p> <p>「蒲 2 号」は、申請地を買い受け、駐車場及び資材置場敷地に転用するものです。</p> <p>金属製品製造業を営む転用者は、近年の業務拡大に伴い必要となった従業員駐車場及び資材置場の増設のため申請に至りました。</p> <p>「蒲 3 号」は、申請地を買い受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>昨年結婚し子供を授かった転用者は、これから築く将来のことを考え、申請地に新居を築き移り住むため申請に至りました。</p> <p>以上「蒲 1 号」「蒲 2 号」「蒲 3 号」については、いずれも、農地区分は、第 1 種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>次に、議案第 78 号 事業計画変更承認申請についてです。議案書 19 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、当初計画者が、平成 12 年に転用許可を受けましたが、都合により事業実施には至りませんでした。この度、承継者が従業員駐車場及び資材置場を増設するにあたり、申請地が計画地として必要となるため申請にいたしました。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 6 件、第 5 条許可申請 3 件、事業計画変更承認申請 1 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
大嶋委員	<p>はい。17 番 大嶋です。</p>
	<p>4 ページの「中 6 号」「中 7 号」について、売買における 10 a 当りの単価がひと桁というのは珍しいですが、その辺りの内情を教えてください。</p>
伊藤係長	<p>先ほど鈴木区部会長の説明にもありましたが、こちらは横越地区の沢海という地域になります。「中 6 号」「中 7 号」「中 9 号」が</p>

	<p>そうですが、集落まわりが不整形な土地や作り手のいない土地などです。そこを地域の推進員が荒らすよりも管理・耕作してくれる人がいないか探してくれた中でようやく結び付けた案件でした。そういう経緯がありまして、値段がお安くなっている部分があるかと思えます。</p>
<p>大嶋委員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにご意見、ご質問はありませんでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書 2 ページ、追加議案第 8 1 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書 1 0 ページ、議案第 7 6 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3, 0 0 0 ㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 1 3 ページ、議案第 7 7 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議長</p>	<p>なお、議案書17ページ、蒲2号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例会で再度審議することといたします。</p> <p>蒲2号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書18ページ、議案第78号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第79号新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第79号新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。</p> <p>差し替え用資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和5年2月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区27件、中央地区39件、秋葉区6件、南区25件、西区1件、西蒲区22件、合計で件数120件、面積643,751㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区8件、南区2件、西区4件、西蒲区5件、合計で件数19件、面積65,062㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、西区2件、面積10,208㎡です。</p> <p>続いて2ページ、利用権の更新について、北区5件、中央地区36件、秋葉区60件、南区30件、西区20件、西蒲区13件、合計で件数164件、面積992,254㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ペー</p>

	<p>ジ以降となります。</p> <p>新規及び更新の利用権設定、所有権移転については、4ページから70ページのとおりです。</p> <p>次に、利用権の移転については71ページから74ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、75ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和5年3月14日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>委員関連の事案が含まれておりますので関係委員は「農業委員会等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限の規定により、審議開始から終了まで退席をお願いします。なお、審議終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>関係委員は退出をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第79号新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係委員から入室していただいでください。</p>

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>また、作業料金については、これまで各区ともにあまり金額の変更が行われていなかった経緯がありましたが、今回は物価高騰に伴う生産コストの増加の影響もあり、上昇傾向にある区が見られたこと、区によっては農協が主体となって作業料金等を決定していた経緯があることから、今回もそれを踏まえて地域で決定することなどを確認したうえで、事務局案について承認しました。</p> <p>実勢賃借料及び農作業賃金・作業料金に関する情報提供については、各区事務所分を関係機関も含めて窓口で紙面で設置し、加えて、全ての区の内容を市のホームページ上で確認できるようにすると説明が事務局からあり、その内容について承認しました。</p> <p>続いて、報告事項が1点、令和4年度遊休農地の状況について、事務局から報告を受けました。</p> <p>遊休農地対策については、区事務所ごとに若干の違いはありますが、6月から農地パトロールをしていただき、検討会などを開催しながら8月初旬に適正管理を促す文書を送付し、その後の経過を確認しながら発生防止と解消を図ってまいりました。</p> <p>お手元に配布した資料3に記載の内容は、利用意向調査を行ったうえで国へ報告する遊休農地の状況となっております。</p> <p>一番右下をご覧くださいと、年度当初と比較して筆数は減少、面積は増加といった結果となっておりますが、増加分については既に耕作者の目途が立っている農地が含まれているとのことで、全市的に遊休農地の発生は一定程度抑えられていると考えられます。</p> <p>今後、所有者が死亡後に相続が行われず所有者不明農地になったり、相続した方が近隣に居住しておらず不在地主となったり、正式な相続放棄が行われるなどして本当に権利者がいなくなったりと、指導や利用意向調査を行うことができない農地が増えてくることから、国に現状を伝え、実情に合った対策が行えるよう働きかけていく必要があることを確認しました。</p> <p>以上で、農政振興部会の報告を終わります。</p> <p>ただいま、農政振興部会長より報告がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>高橋農政振興部会長、ありがとうございました。</p>
---------------------	---

<p>議長</p> <p>議長 終了時間 15:18</p>	<p>次に、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和4年度2月定例総会を閉会いたします。</p>
--	---

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
